

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則	教育総務課	1頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	高校教育課	3頁
訓 令	○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	福利・給与課	3頁
お知らせ	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	5頁
	○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	6頁
	○ 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	7頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	8頁

### 規 則

三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県教育委員会規則第二号

三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則

(三重県博物館登録規則の一部改正)

第一条 三重県博物館登録規則(昭和二十七年三重県教育委員会規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削る。

(三重県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第二条 三重県立高等学校通信教育に関する規則(昭和五十二年三重県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

受講許可申請書

年 月 日

三重県立 高等学校長様

立 高等学校 課程

(生徒氏名)

私は、貴校 課程において、下記の科目を受講したいので申請します。

記

年 月 日

三重県立 高等学校長様

立 高等学校長

(校長氏名)

印

上記の者が貴校 課程において、上記科目を受講したい旨を承認します。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例施行規則(昭和五十三年三重県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第四条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成二年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県博物館登録規則、三重県立高等学校通信教育に関する規則、三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金等返還債務免除条例施行規則及び技能教育施設の指定の申請等

- に関する規則（以下これらを「三重県博物館登録規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県博物館登録規則等の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県博物館登録規則等に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県教育委員会規則第三号**

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行																																
<p>（忌引き、出席停止等の扱い）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により欠席の取扱いをしない日数は、前項第三号に掲げる場合にあつては公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県教育委員会規則（第四号）第十二条第二十号の規定を準用するものとし、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる場合にあつてはその都度校長が必要と認める日数とする。</p> <p>別表一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三重県立四日市農芸高等学校</td> <td>全日制</td> <td>農業科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校名	課程	学科	専攻科	（略）	（略）	（略）	（略）	三重県立四日市農芸高等学校	全日制	農業科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科		（略）	（略）	（略）	（略）	<p>（忌引き、出席停止等の扱い）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により欠席の取扱いをしない日数は、前項第三号に掲げる場合にあつては公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県教育委員会規則（第四号）第十二条第十六号の規定を準用するものとし、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる場合にあつてはその都度校長が必要と認める日数とする。</p> <p>別表一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三重県立四日市農芸高等学校</td> <td>全日制</td> <td>生産科学科、 園芸科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校名	課程	学科	専攻科	（略）	（略）	（略）	（略）	三重県立四日市農芸高等学校	全日制	生産科学科、 園芸科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科		（略）	（略）	（略）	（略）
高等学校名	課程	学科	専攻科																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
三重県立四日市農芸高等学校	全日制	農業科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科																															
（略）	（略）	（略）	（略）																														
高等学校名	課程	学科	専攻科																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
三重県立四日市農芸高等学校	全日制	生産科学科、 園芸科学科、 環境造園科、 食品科学科、 生活文化科																															
（略）	（略）	（略）	（略）																														

**附 則**

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 三重県立四日市農芸高等学校全日制課程生産科学科及び園芸科学科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**訓 令**

**教委訓第1号**

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年2月24日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

伺	年 月 日					係

被 服 等 貸 与 票

所 属 名		職 名	
		氏 名	

品 目	数量	貸 与 期 間	備 考
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

注 亡失、破損、返納等の場合は、備考欄に注記すること。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の前日に改正前の県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

お 知 ら せ

令和3年2月24日付け三重県公報第185号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のよう  
三重県教育委員会規則 第一号  
に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、 条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、在職期間が一年以上の者にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五から七まで 削除 八〜十六 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、 条例第九条、昭和三十二年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、在職期間が一年以上の者にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 総代者選任届（第三号様式）（公務上による死亡以外の死亡により退職し条例第三条第一項の規定を適用される者及び公務上の死亡により退職し条例第五条の規定を適用される者のうち条例第二条の二第三項に該当する者）</p> <p>六及び七 削除 八〜十六 （略） 2・3 （略）</p>

第一号様式中 「作成者の職名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に、「作成者の職

名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に、「記入した上、押印する。」を「記入する。」に改める。

第一号様式の二、第一号様式の三、第一号様式の七及び第一号様式の八中「㊟」を削る。

第二号様式柱5中「末尾に本人から次に掲げる事実と相違ない旨の証印を得るものとする。」「この履歴書に記載された他に就職のあるなし、他に就職した場合の就職関係については、事実と相違ない。 本人 氏 名 ㊟」を「本人に対して事実と相違ないかを確認するものとする。」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式 削除

第七号様式中「教教退手」を「教委退手」に改め、注3を削る。

第九号様式中

現	住	所	
---	---	---	--

を

現住所及び電話番号

(電話番号

)に改め、「㊦」を削る。

第十一号様式の四及び第二十三号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第19条関係）

特殊勤務実績簿（ 手当） 給与期間				年	月	日から
				年	月	日まで
			職種	氏名		
校長の 確認	直接監督 責任者の 確認	月 日	勤務時間	日数、夜数、 回数、時間数 又は枚数	勤務の内容	備 考
		月 日	午 時 分 から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
		・	・ から ・ まで			
日数、夜数、回数、 時間数又は枚数の計			単価	円	手当額	円

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則第五号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名印」を「氏名」に、「※認定印」を「※認定」に、「認定印欄」を「認定欄」に、「非該当」の印を押し。」を「非該当」と記入する。」に改める。

第二号様式中「印」及び「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> 第四号)の一部を次の

ように改正する。

第一号様式中「㊟」を削る。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。





第3号様式 (第13条関係)

校長の確認		直接監督責任者の確認	月日(曜日)	宿直(宿、長宿)、日直(日直、半日直)の別	給与期間	年 年	月 月	日から 日まで
			月 日 ( )	宿直(宿、長宿)、日直(日直、半日直)の別	職種	年	月	氏名
			曜日 ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					
			・ ( )					

- 注 1 宿直(宿、長宿)、日直(日直、半日直)の別欄には、正規の勤務時間が7時間45分の場合に引き続く宿直勤務の場合及び執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当する日における日直勤務に従事する職員と交替して宿直勤務を行う場合は「宿」と、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間(夜間に授業を行う学校)に引き続く宿直勤務(夜間に授業を行う学校)にあつては、執務時間が午後5時から午後9時までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間(前又は後に引き続いて行う宿直勤務)の場合は「長宿」と、勤務時間が7時間45分の日直勤務は「日直」と、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当する日の日直勤務は「半日直」と記入する。
- 2 宿直勤務又は日直勤務命令を変更する場合は、摘要欄で次のように処理する。  
校長の確認 代宿日直別 職種 氏名
- 3 摘要欄には、2のほか、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日(夜間に授業を行う学校)にあつては、執務時間が午後5時から午後9時までと定められている日)の勤務時間を他の日の勤務時間と振り替えた場合及び週休日を日曜日以外の日に振り替えた場合には当該理由その他必要な事項を記入する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会